



令和 2 年 12 月号



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

代表  
便り

## びっくらポン！

またコロナの患者数が上がってきましたね。心配です。

さて、世の中は GO TO 三昧ですね。私も昨日家族でくら寿司に行きまして、一通り満腹になった後、びっくらポンのために追加で 3 皿食べました。その後、3000 円以上のお会計だと GO TO EAT で食券が戻ってくると聞いて、追加でデザートとコーヒーを頼んでしまいました。まさに、思うツボですね(笑)

ただし、GO TO EAT や GO TO トラベルで受けた給付金は一時所得に該当します。プレミアム商品券のプレミアム部分、ふるさと納税の返礼品も実は一時所得に該当します。一時所得の計算は「所得 - 50 万円（特別控除）」があるので、実質 50 万円以上でなければ課税されません。（そのため通常、申告書には記載もしません。）ですが、もともと一時所得になるもの↓がある人は、合算で 50 万円なので要注意です。

- ・生命保険や損害保険の満期返礼金（←よく出る）
- ・住宅の立ち退き料（←たまに出る）
- ・競輪、競艇、競馬、パチンコなどの払戻金（←申告してる人を見たことはない👀）
- ・懸賞や福引の景品（←申告してる人を見たことはない👀）

一時払の養老保険や農協の建更（建物更生共済）などは契約期間が長く、たまに大きな満期返戻金が出ますので、その方は要注意です！！ そしてギャンブルが好きな方は、コチラ↓もご参照ください。

国税庁からのお知らせ  
払戻金の支払を受けた方へ

競馬、競輪、オートレース、ボートレースの払戻金は、一時所得として**確定申告**が必要となる場合があります

※次ページの払戻金に係る所得金額の計算方法を参照ください

●払戻金の支払を受けた場合には、次の事項を**ノートなどに控えてください**

- ①開催日・開催場・レース
- ②払戻金に係る受取額
- ③払戻金に係る投票額

【記載例】

| 開催日   | 開催場 | レース | 受取額   | 投票額   |
|-------|-----|-----|-------|-------|
| ・     | ・   | ・   | ・     | ・     |
| 12/23 | 〇〇  | 11R | 2,000 | 1,000 |

※国税庁ホームページにて、集計用のフォーマットを提供しています  
※インターネット投票等の場合は、上記に該当する欄の数字を必ず入力  
※投票額が分からない場合は、受取額とオッズなどから計算してください

●払戻金に係る一時所得の金額は、次の順序で計算します。

- ①払戻金に係る年間受取額を計算する
- ②払戻金に係る年間投票額を計算する
- ③①-②-50万円した金額を計算する
- ④③×1/2した金額を計算する

※上記がプラスでない場合には、確定申告の必要はありません

●最後に確定申告書を作成します。  
申告書の作成は**作成コーナーが便利**。  
確定申告書は**国税庁HP**（<http://www.nta.go.jp/>）の**確定申告書等作成コーナー**を利用して作成できます。  
画面の案内に従って必要な項目を入力すれば、税金の額を自動的に計算でき、計算誤りの心配もありませんので、是非ご利用ください。

●ご不明な点やご質問は、**最寄りの税務署**にお問い合わせください。  
※税務署の連絡先は**国税庁HP**をご覧ください。

本店  
便り

## 建設キャリアアップシステム

文責：亀田

こんにちは、世の中鬼滅の刃ブーム？テレビをつけたら鬼滅・・・まさか次のページでのインター店店主も鬼滅とは、流石流行に敏感なインター店店主！ かくいう私は、週刊誌で上弦の式くらいまで読んで挫折しました（笑）

さて今回は、建設業のお客様から問い合わせを受けた「建設キャリアアップシステム」についてです。

建設業のお客様の中には、現場に入るために元請より従業員名簿や労働保険の加入有無、社会保険の加入有無など沢山の書類を求められ慌てたことのある方はいらっしゃるでしょうか？建設キャリアアップシステムでは、1 枚の IC カードに必要な情報をまとめることにより、現場に入るための手続きの簡素化を図ることが出来ます。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

そのほかのメリットとして、公共工事の入札での評点 UP、従業員の育成を通じて施工能力のアピールをすることによる受注の増加などが考えられます。

また従業員においても、技能者カードが発行され就業履歴等を登録できるため、技能や経験などの評価により処遇改善、やる気 UP に繋がる仕組みとなっています。

デメリットとしては、元請が建設キャリアアップシステムを導入していないと必要ないという事です。

弊社のお客様からの問い合わせ件数によると、現状ではあまり多くの企業が導入しているとは考えられませんが、今後数年以内には必須になるかもしれませんので、その時のためにいつでも対応できるように準備をしておく必要があるかもしれませんね。



インター  
店  
便り

## 全集中 整理整頓の呼吸

文責：大脇

こんにちは、早いもので今年も暮れようとしていますね。

事務所は繁忙期に入り、お預かりした資料等とにかく書類がもうたくさん！

基本の「き」ですが、お預かりしているものであり個人情報等漏らしてはいけない内容が多く含まれるため、厳重な管理を徹底しなければなりません。

そう！一に整頓、二に整頓！机の上は常にきれいに！です。繁忙期になると

夜食（デザート）が増えますが、それもきっちりその日のうちにお腹にイン！

机の引き出しにお菓子をいっぱい入れて、代表に「仕事に関係ないものは入れないように」と注意された F さんとは違いますからっ(‘◇’)ゞ



ところで整理整頓といえば、長い間引き出しや預け入れなどの取引がされていない預金口座はありませんか？

10 年間取引がない預金は毎年 1,200 億円（その後、500 億円程度は払い戻し）程度発生しています。

一般的に、最後に入金または出金をしてから 10 年以上利用されていない預金口座は「休眠口座」となります。利息が付いただけでは入金とはみなされません。

相続税申告時に預貯金の洗い出しをしてもらう際、数多くの金融機関と取引をし、十数件の預貯金口座を所有されている方がいらっしゃいます。すべての口座と取引していればいいのですが、中には十数年以上取引していない口座があるという方も。

残高が一万円もない少額だから～と思っていても…待ってください！故人の財産は休眠口座であっても相続の対象になり、相続税の課税対象になります。漏れがないように相続手続きや相続税の申告をしなければなりません。

休眠預金の対象になるのは、銀行の普通預金や定期預金をはじめ、郵便局（ゆうちょ銀行）の通常貯金や定期貯金、定額貯金、信用金庫の普通預金や定期積金などが該当します。休眠口座となった場合も預金を引き出すことができますが、キャッシュカードで ATM から引き出すといった通常の取引はできません。通帳や印鑑の確認など、窓口で所定の手続きをする必要があります。

預金口座が休眠口座になる基準は金融機関によって異なり、10 年より短い期間で取引停止や手数料が生じる場合もあります。民法では債権の消滅時効が 5 年と定められていますが、実際に金融機関が消滅時効を適用して預金を消滅させることはありません。ただし、郵政民営化前に預け入れた郵便貯金は、長期間取引がないと旧郵便貯金法の規定により引き出しができなくなる場合があります。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

大切な預金を休眠口座にしないためには、日ごろから預金口座を管理しておき、住所・氏名・電話番号が変わった場合は速やかに変更手続きをしましょう。長期間取引がなく、今後も取引をする予定がない預金口座は解約することをおすすめします。遠方の銀行で近くに支店がない場合は、郵送で手続きができる場合があります。2019 年から始まった休眠預金等活用法では、最終の取引から 9 年～10 年 6 か月を経過したときに、金融機関から名義人に通知することが定められています。なお、残高が 1 万円未満であれば通知はありません。

今年の汚れは今年のうちに♪ではありませんが、これを機に「口座」の整理整頓をしてみてもいいでしょうか？

## 経営情報

### 税制改正に伴う年末調整の変更点

文責：服部

年末調整の時期に突入します。令和 2 年分から年末調整の内容が大幅に変更され、扶養控除等（異動）申告書も様式が一部変更されました。今回は、その変更点の一部をご紹介します。

| 給与の収入金額（A）              | 給与所得控除額            |                    |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
|                         | H29～H31 年分まで       | R2 年分以降            |
| 162 万 5,000 円以下         | 65 万円              | 55 万円              |
| 162 万 5,000 円超 180 万円以下 | (A) × 40%          | (A) × 40% - 10 万円  |
| 180 万円超 360 万円以下        | (A) × 30% + 18 万円  | (A) × 30% + 8 万円   |
| 360 万円超 660 万円以下        | (A) × 20% + 54 万円  | (A) × 20% + 44 万円  |
| 660 万円超 850 万円以下        | (A) × 10% + 120 万円 | (A) × 10% + 110 万円 |
| 850 万円超 1,000 万円以下      |                    | 195 万円             |
| 1,000 万円超               | 220 万円             |                    |

上記の表の給与所得控除額は被雇用者に対して適用されるものであり、所得税の計算において最初に収入から差し引かれます。この控除の最低額が、令和 2 年分より 10 万円引き下げられることとなりました。給与所得は「給与収入 - 給与所得控除」で求められるため、給与所得控除が少なくなるということは給与所得が大きくなるということになり、所得税の金額も大きくなるということです。

また、給与所得控除の改定に加え、基礎控除も以下のように改定がされています。

| 納税者本人の合計所得金額         | 基礎控除額             |         |
|----------------------|-------------------|---------|
|                      | H31 年分            | R2 年分以降 |
| 2,400 万円以下           | 38 万円<br>(所得制限無し) | 48 万円   |
| 2,400 万円超 2,450 万円以下 |                   | 32 万円   |
| 2,450 万円超 2,500 万円以下 |                   | 16 万円   |

基礎控除額は、納税者本人の合計所得金額が 2,400 万円以下の所得者に関しては最低額が一律 10 万円上がっていますが、それを超える所得者については改正前に比べて基礎控除が少なくなります。また、2,500 万円を超える所得者については控除の適用ができなくなりました。

つまり、年収 850 万円を超える方については、まず給与所得控除の上限額引き下げによって増額されることとなり、合計所得金額が 2,400 万円を超える方については、基礎控除も引き下げられるため更に増額されることとなります。なお、年収が 850 万円以下で、給与の他に収入がない人にとっては、最終的な税額には影響がでないこととなります。また、給与所得控除に関係のない個人事業主については、基礎控除の改定による影響のみを受けることとなります。

他にも変更点がありますので、気になる点がある方は担当まで。

【参考資料】 国税庁 <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

行楽  
日記

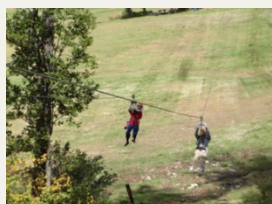
## ひるがのピクニックガーデン

文責：新宅

昨年 10 月に「ひるがのピクニックガーデン」に行ってきました。目的は園内施設の「ジップラインアドベンチャー」を体験するためです。ジップラインとは、木と木の間に張られたワイヤーロープを滑車を使って滑空する遊びで、要するにターザン気分になれる遊びです。

最初に受付をし、説明を受けます。テンションの高いガイドさんが楽しく滑車の使い方や滑り方を教えてくださいます。このとき下の子は小学校 3 年生でしたので上手にできるかととても心配でした。

説明が終わるとリフトに乗って頂上へ。こちらの施設、冬場は「ひるがの高原スキー場」になります。雪のないスキー場は白色でなく緑色で新鮮でした。



コースは全部で 8 つあり、その中から 6 つのコースが体験できます。

まずは、短いコース。運動神経の悪い私は滑るまでうまくできるかドキドキでしたが、とっても楽しかったです。下の子も一人で滑ることができました。コースによっては、二人で手をつないで滑ったり、ほうきにまたがって魔法使いになった気分を味わったり・・・。一番長いコースは 154m で、ちょっと怖い・・・でも楽しい！体験でした。

体験のあとは、もう一度リフトに乗って頂上へ。次は紅葉を楽しみました。もこもこのコキアがたくさん並んでいました。青空の青とコキアの赤、天気も良くとてもきれいでした。子ども達は、あちこちにあるハンモックに寝てみたり、無意味に走ってみたり・・・とにかく、はしゃいでいました。自然の中は気持ちよかったです。

今シーズンは 10 月で終わってしまい、12 月下旬にはスキー場がオープン予定だそうです。涼しいところですので、機会があれば次は夏に行ってみたいと思います。



## 年末年始休業日のお知らせ

**年末年始休業日：令和 2 年 12 月 30 日（水）～ 令和 3 年 1 月 5 日（火）**

※12 月 30 日（水）は大掃除のため、年内の通常営業は 12 月 29 日（火）までとなります。

年始は 1 月 6 日（水）より通常営業致しますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



## 12 月の税務

- ・ 固定資産税（都市計画税）の納付（第 3 期分）
- ・ 給与所得の年末調整
- ・ 10 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉、4 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）

申告期限…1 月 4 日(月)

## 無料経営相談実施中！！！！

代表 三上による経営相談をご活用ください！

12 月開催スケジュール(要予約)

12 月 14 日(月) 10～12 時/13～17 時/18～20 時

ご予約電話番号 **0120-974-830**

### 三上税理士法人

#### ■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92  
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

#### ■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9  
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)